

事務局規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人長野県スポーツ協会定款第47条第3項の規定により、公益財団法人長野県スポーツ協会（以下「本会」という。）の事務処理の基準を定め、事務局における事務の適正な運営について必要な事項を定める。

(組織及び事務分掌)

第2条 事務局に総務課、競技課及び地域スポーツ課を置く。

(総務課)

第3条 総務課は、次の各号に掲げる事務を分掌する。

- (1) 定款及び諸規程に関する事
- (2) 評議員会、理事会、総務専門委員会等の会議に関する事（競技課及び地域スポーツ課が所管するものを除く。）
- (3) 加盟団体に関する事
- (4) 本会の運営に関する事
- (5) 資産の管理、予算、決算等財務及び会計に関する事
- (6) 職員の服務、給与、福利厚生等人事に関する事
- (7) 表彰に関する事
- (8) 補助金、助成金及び委託金に関する事
- (9) 広報及び情報発信に関する事
- (10) 国際交流に関する事
- (11) 公益財団法人スポーツ安全協会に関する事
- (12) 他の課の所管に属さない事務に関する事

(競技課)

第4条 競技課は、次の各号に掲げる事務を分掌する。

- (1) 国民スポーツ大会に関する事
- (2) 県民の体力向上及び競技者の競技力向上に関する事
- (3) 国際的、全国的又は全県的な規模で行われるスポーツ事業への協力及び援助に関する事
- (4) 体力向上・スポーツ医科学専門委員会及び競技力向上専門委員会に関する事

(地域スポーツ課)

第5条 地域スポーツ課は、次の各号に掲げる事務を分掌する。

- (1) スポーツ少年団に関する事
- (2) 総合型地域スポーツクラブに関する事
- (3) スポーツ指導者に関する事

(職員及び職制)

第6条 事務局に次の職員を置き、理事長が任免し、又は委嘱する。

- (1) 参事、事務局長及び事務局次長
- (2) 総務課長、競技課長及び地域スポーツ課長
- (3) 係長、指導主事、主査、主任、主事及び幹事

2 理事長は、前項の職制以外の職制を定めることができる。

3 第1項の職員のほか、必要に応じ事務局に非常勤職員を置くことができる。

(職員の職務)

第7条 参事は、代表理事及び業務執行理事の特命に関する事務を行う。

2 事務局長は、事務局の事務を統括する。

3 事務局次長は、事務局長を補佐するものとし、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 課長は、事務局長の命を受けて、必要に応じて課の職員に指示をし、その担任する事務を処理する。

5 係長、指導主事、主査、主任、主事及び幹事は、課長の命を受けて、その担任する事務を処理する。

(職員の職務の指定)

第8条 職員の職務は、専務理事が指定する。

(事務の決裁)

第9条 事務局の事務処理は、特に理事長の指示を必要とするもののほかは、専務理事の決裁による。

(事務局長の専決事項)

第10条 事務局長が専決する事項は、別表に掲げるとおりとする。

(代決処理)

第11条 専務理事が不在のときは、常務理事がその事務を代決する。

2 常務理事が不在のときは、事務局長がその事務を代決する。

3 事務局長が不在のときは、あらかじめ指定した職員がその事務を代決する。

4 前3項の規定により代決した者は、事後速やかに決裁権者に報告しなければならない。

(会計)

第12条 事務局の会計処理については、別に定めるところによる。

(旅費等)

第13条 職員が業務のために旅行する場合は、一般職の職員の旅費に関する条例（昭和29年長野県条例第45号）の例により旅費を支給する。ただし、業務上の必要によりこれにより難しい場合は、この限りでない。

- 2 本会の業務に直接従事する者以外の者が、本会の業務のために旅行する場合は、別に定めるところにより費用弁償を支給する。

(公印の管理)

第 14 条 公印は、事務局長が管理する。

- 2 公印について必要な事項は、理事長が別に定める。

(細則)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

- 2 職員の勤務時間、服務等については、長野県職員の例による。

(改廃)

第 16 条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、昭和 46 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成元年度 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第 4 条、第 5 条及び第 8 条第 1 項の規定は、次の役員改選の日から適用し、その間は、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 6 月 5 日から施行する。

(別表) (第 10 条関係)

事務局長が専決する事項

- 1 職員の事務の掌握に関すること。
- 2 職員の服務に関すること。
- 3 1 件 100 万円未満の予算執行に関すること (1 件 50 万円未満の予算の流用を含む)。

- 4 非常勤職員の任免に関する事。
- 5 その他の軽易な事。